



佐賀県公報

平成16年
12月17日
(金曜日)
号外第3号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規 則

◎佐賀県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

(六四・生活衛生課) 二

◎佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(六五・まちづくり推進課) 二

◎佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

(六六・") 二

◎佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(六七・") 三

◎佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

(六八・") 三

訓 令 甲

◎佐賀県地方労働委員会事務局処務規程の一部改正

地方労働委員会事項

◎佐賀県地方労働委員会公印規程の一部改正

◎佐賀県地方労働委員会事務局決裁規程の一部改正

◎佐賀県地方労働委員会電子署名規程の一部改正

◎佐賀県地方労働委員会あつせん員の報酬並びに費用弁償の額に関する規程の一部改正

◎佐賀県地方労働委員会が管理する公文書の開示に関する規程の一部改正

◎佐賀県地方労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部改正

◎佐賀県地方労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部改正

◎佐賀県地方労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部改正

◎佐賀県地方労働委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部改正

◎佐賀県地方労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正 (" ・六) 七

公布された規則のあらまし

◎佐賀県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (規則第六四号)

1 クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを業とする車両を用いた店舗に係る書類は、保健所長を経由して知事に提出しなればならないこととした。(第九条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成一七年一月一日から施行することとした。

◎佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (規則第六五号)

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成一六年一月一七日とすることとした。

◎佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第六六号)

1 保管した工作物等を返還するための公示は、工作物等を除去した場所を所轄する土木事務所で行うこととした。(第一条関係)

2 保管物件一覧簿の閲覧の方法を定めることとした。(第二二条関係)

3 返還できなかった工作物等の価額の評価の方法を定めることとした。(第一三二条関係)

4 保管した工作物等の売却については、佐賀県財務規則第七章の規定の例によることとした。(第一四二条関係)

5 その他所要の改正を行うこととした。

6 この規則は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (規則第六七号)

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (規則第六七号)

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成一六年一月一七日とすることとした。

○佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(規則第六八号)

- 1 保管した広告物等を返還するための公示は、工作物等を除去した場所を所轄する土木事務所で行うこととした。(第七条の二関係)
- 2 保管物件一覧簿の閲覧の方法を定めることとした。(第七条の三関係)
- 3 返還できなかった広告物等の価額の評価の方法を定めることとした。(第七条の四関係)
- 4 保管した広告物等の売却については、佐賀県財務規則第七章の規定の例によることとした。(第七条の五関係)
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この規則は、公布の日から施行することとした。

○規則

佐賀県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第六十四号

佐賀県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県クリーニング業法施行細則(昭和四十九年佐賀県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

法第八条第一項に規定する原簿は、様式第三号によるものとする。

第八条第二項第一号から第五号までを削り、同項第六号中「様式第十一号」を「様式第四号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第七号中「様式第十二号」を「様式第五号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第八号中「様式第十三号」を「様式第六号」に改め、同号を同項第三号とする。

第九条第一項中「第八条の規定により知事に提出する書類」の下に「並びにクリーニング所を開設しないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする車両を用いた店舗に係る書類」を加え、同条第三項を削る。

様式第三号及び様式第四号を削り、様式第五号を様式第三号とし、様式第六号から様式第十号までを削り、様式第十一号を様式第四号とし、様式第十二号を様式第五号とし、様式第十三号を様式第六号とする。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第六十五号

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

規則

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例(平成十六年佐賀県条例第四十八号)の施行期日は、平成十六年十二月十七日とする。

佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第六十六号

佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立都市公園条例施行規則(昭和三十六年佐賀県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第七条中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第九条中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第四号中「第十条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第十一条を第十六条とし、第十条の次に次の五条を加える。

(公示を行う場所)

第十一条 条例第十二条の二第二項の規則で定める場所は、工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)を除却した場所を所轄する土木事務所(次条第一項において「所轄土木事務所」という。)とする。

(保管物件一覧簿の閲覧)

第十二条 条例第十二条の二第三項に規定する保管物件一覧簿は、工作物等の保管を始めた年度ごとに調製し、所轄土木事務所において一年間、一般の閲覧に供する。

2 閲覧の時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日には、閲覧に供しない。

4 閲覧しようとする者は、保管物件一覧簿を、指定された閲覧の場所以外の場所に持ち出してはならない。

5 閲覧しようとする者は、係員の指示に従わなければならない。

(価額の評価の方法)

第十三条 条例第十二条の三に規定する工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。

(売却の手続)

第十四条 条例第十二条の四に規定する工作物等の売却については、佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)第七章の規定の例によるものとする。

(返還の手続)

第十五条 知事は、条例第十二条の五の規定により保管した工作物等を所有者

等(条例第十二条の二第二項に規定する所有者等をいう。以下この条において同じ。)に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させるものとする。

様式第二号、様式第四号、様式第五号及び様式第七号中「~~第五号~~」を「~~第五号~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事

古 川

康

●佐賀県規則第六十七号

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成十六年佐賀県条例第四十九号)の施行期日は、平成十六年十二月十七日とする。

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事

古 川

康

●佐賀県規則第六十八号

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する条例

佐賀県屋外広告物条例施行規則(昭和三十九年佐賀県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「物件を」を「物件(以下「掲出物件」という。)を」に改

め、同項第六号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。
第七条の次に次の五条を加える。

（公示を行う場所）

第七条の二 条例第十五条の二第二項に規定する規則で定める場所は、広告物又は掲出物件を除却した場所を所轄する土木事務所（次条第一項において「所轄土木事務所」という。）とする。

（保管物件一覧簿の閲覧）

第七条の三 条例第十五条の二第三項に規定する保管物件一覧簿は、広告物又は掲出物件の保管を始めた年度ごとに調製し、所轄土木事務所において一年間、一般の閲覧に供する。

2 閲覧の時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日には、閲覧に供しない。

4 閲覧しようとする者は、保管物件一覧簿を、指定された閲覧の場所以外の場所に持ち出してはならない。

5 閲覧しようとする者は、係員の指示に従わなければならない。

（価格の評価の方法）

第七条の四 条例第十五条の三の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。

（売却の手続）

第七条の五 条例第十五条の四の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却については、佐賀県財務規則（平成十四年佐賀県規則第三十五号）第七章の規定の例によるものとする。

（返還の手続）

第七条の六 知事は、条例第十五条の六の規定により保管した広告物又は掲出

物件を当該広告物又は掲出物件の所有者等（条例第十五条の二に規定する所有者等をいう。以下この条において同じ。）に返還するときは、返還を受ける者とその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は当該掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させるものとする。
第三号様式を次のように改める。

第三号様式（第4条関係）

許可証（年度）	
許可番号	第 号
許可期限	年 月 日
佐賀県	

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 訓令甲

●佐賀県訓令甲第十八号

地方労働委員会事務局

佐賀県地方労働委員会事務局処務規程（昭和二十六年佐賀県訓令甲第一号）

の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

受訓先を「労働委員会事務局」に改める。
題名を次のように改める。

佐賀県労働委員会事務局処務規程

第一条中「佐賀県地方労働委員会事務局」を「佐賀県労働委員会事務局」に改める。

第二条第十九号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

○ 地方労働委員会事項

◎佐賀県地方労働委員会訓令甲第二号

佐賀県地方労働委員会事務局

佐賀県地方労働委員会公印規程（昭和四十二年佐賀県地方労働委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県地方労働委員会

会長 安藤 高行

受訓先を「佐賀県労働委員会事務局」に改める。
題名を次のように改める。

佐賀県労働委員会公印規程

第一条中「佐賀県地方労働委員会」を「佐賀県労働委員会」に改める。
第二条第一項各号を次のように改める。

一 佐賀県労働委員会印

二 佐賀県労働委員会会長印

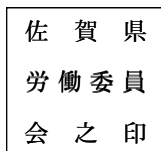
三 佐賀県労働委員会審査委員長印

- 四 佐賀県労働委員会審査委員印
 - 五 佐賀県労働委員会調停委員長印
 - 六 佐賀県労働委員会仲裁委員長印
 - 七 佐賀県労働委員会事務局印
 - 八 佐賀県労働委員会事務局長印
 - 九 佐賀県労働委員会事務局課長印
- 別表を次のように改める。

別表

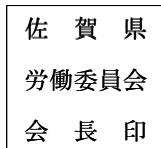
公印のひな形及び寸法

1 委員会印



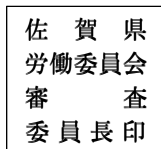
25ミリメートル角

2 委員会会長印



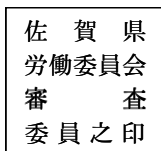
23ミリメートル角

3 審査委員長印



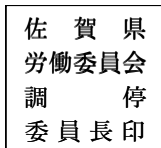
23ミリメートル角

4 審査委員印



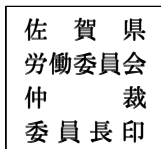
23ミリメートル角

5 調停委員長印



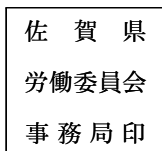
23ミリメートル角

6 仲裁委員長印



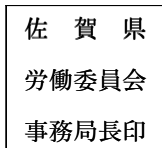
23ミリメートル角

7 事務局印



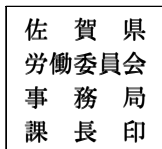
23ミリメートル角

8 事務局長印



23ミリメートル角

9 課長印



21ミリメートル角

附則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

●佐賀県地方労働委員会訓令甲第三号

佐賀県地方労働委員会事務局

佐賀県地方労働委員会事務局決裁規程（昭和四十七年佐賀県地方労働委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県地方労働委員会

会長 安 藤 高 行

受訓先を「佐賀県労働委員会事務局」に改める。

題名を次のように改める。

佐賀県労働委員会事務局決裁規程

第一条中「佐賀県地方労働委員会会長」を「佐賀県労働委員会会長」に改める。

附則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

●佐賀県地方労働委員会訓令甲第四号

佐賀県地方労働委員会事務局

佐賀県地方労働委員会電子署名規程（平成十四年佐賀県地方労働委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県地方労働委員会

会長 安 藤 高 行

受訓先を「佐賀県労働委員会事務局」に改める。

題名を次のように改める。

佐賀県労働委員会電子署名規程

第一条中「佐賀県地方労働委員会」を「佐賀県労働委員会」に改める。
第三条第一項各号を次のように改める。

一 佐賀県労働委員会会長

二 佐賀県労働委員会審査委員長

三 佐賀県労働委員会審査委員

四 佐賀県労働委員会調停委員長

五 佐賀県労働委員会仲裁委員長

六 佐賀県労働委員会事務局長

七 佐賀県労働委員会事務局課長

附則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

●佐賀県地方労働委員会告示第三号

佐賀県地方労働委員会あつせん員の報酬並びに費用弁償の額に関する規程（昭和三十年佐賀県地方労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県地方労働委員会

会長 安 藤 高 行

題名中「佐賀県地方労働委員会」を「佐賀県労働委員会」に改める。

第二条第二項中「佐賀県地方労働委員会委員」を「佐賀県労働委員会委員」に改める。

附則

この告示は、平成十七年一月一日から施行する。

●佐賀県地方労働委員会告示第四号

佐賀県地方労働委員会が管理する公文書の開示に関する規程（昭和六十二年

佐賀県地方労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県地方労働委員会

会長 安藤 高行

題名及び本則中「佐賀県地方労働委員会」を「佐賀県労働委員会」に改める。

附則

この告示は、平成十七年一月一日から施行する。

●佐賀県地方労働委員会告示第五号

佐賀県地方労働委員会が取り扱う個人情報保護の保護に関する規程（平成十四年佐賀県地方労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県地方労働委員会

会長 安藤 高行

題名及び本則中「佐賀県地方労働委員会」を「佐賀県労働委員会」に改める。

附則

この告示は、平成十七年一月一日から施行する。

●佐賀県地方労働委員会告示第六号

佐賀県地方労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年佐賀県地方労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県地方労働委員会

会長 安藤 高行

題名及び本則中「佐賀県地方労働委員会」を「佐賀県労働委員会」に改める。

附則

この告示は、平成十七年一月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十二月十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画（株）